
豊岡市オープンデータガイドライン

2021年8月

豊岡市

本ガイドラインは、豊岡市におけるオープンデータの推進に向けた基本的な考え方及び取組の方向性について示すものです。

1 オープンデータの定義

豊岡市が保有するデータ（以下「データ」という。）のうち、市民等をはじめ誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義します。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

2 オープンデータ推進の意義

市がオープンデータを推進するに当たっては、次に掲げる目的のもとで取組を進めていきます。

- (1) 市民等との対話による政策立案

市民等と市がデータを共有することで、市政情報が活用しやすくなります。これにより、市政に対する市民等の関心や市政への参画意識を高め、データをもとにした市民等と市の対話による政策立案を進めます。

- (2) 市民活動の更なる活性化と地域の課題解決

地域課題解決に取り組む市民等に対して、必要としている多様なデータを提供することで、市民活動のさらなる活性化を促進し、地域全体での課題解決を図ります。

- (3) 行政の透明性・信頼性の向上

Open by Default（オープン・バイ・デフォルト）*の精神のもと、データを公開することにより、政策立案に付随するデータについて横断的に検索・比較できるようになります。これにより、政策の変化・特徴の把握や妥当性についての評価が行いやすくなります。

- (4) 市民の利便性向上及び地域経済活性化

オープンデータの活用により、市民が生活に関する情報を得やすくなるとともに、民間企業やNPO等によって様々な新サービスが生み出されることにより、市民の利便性の向上や地域経済の活性化が図られます。

*Open by Default

行政が保有する情報のうち個人情報や安全保障に関わる以外の情報は全て公開することを原則とし、その営利利用も認めるという考え方

3 基本原則

市がオープンデータを推進するに当たっては、次に掲げる原則により取組を進めていきます。

- (1) 各課等は、以下のデータを除き、保有するデータを積極的に公開するものとします。
 - ア 個人情報を含むもの
 - イ 国や公共の安全、秩序の維持に支障をおよぼす恐れがあるもの
 - ウ 個人や法人の権利利益を害する恐れのあるもの
- (2) データの公開は、取組可能な範囲から順次進めていきます。
- (3) 機械判読可能な形式で公開するよう努めます。
- (4) 公開する市のデータは、公開用のページ（豊岡市オープンデータカタログサイト）を設け、公開します。
- (5) 利用目的の営利非営利を問わず活用を促進します。

4 推進体制

オープンデータは、最高情報統括責任者（副市長）のもと、全庁的な取組として推進し、各課等はその趣旨を理解した上で、積極的に連携・協力するものとします。

5 対象とするデータ

市がオープンデータとして公開する対象となるデータは、次に掲げるものとします。

- (1) 各課等が保有する情報のうち、豊岡市ホームページに掲載し、公開又は公表しているデータについては、原則としてオープンデータの対象とします。
- (2) 豊岡市ホームページにおいて公開していないデータであっても、利用のニーズやその効果が認められるデータは、その必要性を検討した上で、可能なものから順次整備し、公開していくものとします。
- (3) 各課等は、個人情報等について法令又は条例等による制約があるもの、その他具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないものについては、理由を明らかにして、オープンデータの対象外とすることができるものとします。

6 オープンデータとしてのデータ作成

- (1) 公開するデータについては、機械判読に適した構造及びデータ形式とすることを基本とします。特に構造化が行いやすい、統計情報等の行列や階層による表現が可能なデータについては、特定のソフトウェア機能に限定されず共通で利用できるフォーマット（CSV、XML）での公開を基本とします。
- (2) 新たに公共データを作成する際には、オープンデータとして公開することを前提として、機械判読に適したデータ形式で作成します。
- (3) PDF や印刷することを目的としてデータを作成する際には、テキスト検索や抽

出が容易に行えるようにします。また、そのデータの中に表形式のデータが含まれている場合、その表の基となるデータを別途、機械判読可能なデータ形式で作成します。

- (4) 公共データの作成を外部事業者へ委託する際には、上記の機械判読に適したデータ形式のデータも合わせて納入させるようにします。

7 オープンデータの利用ルールと著作権意思表示

- (1) 二次利用のための必要な情報の表示

二次利用が可能であることをわかりやすく表示するため、オープンデータとして公開するデータは、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示4.0国際（CC-BY 4.0）」*を活用するとともに、制約がある場合はその内容を明示するなど、当該データの活用条件を表示します。

- (2) 著作権等を有するデータの取扱い

市が外部に委託した業務の成果物や市民等から提供された情報等の第三者が有する著作権その他権利に係る情報が含まれる場合は、各課等は当該データの二次利用が可能となるようデータの収集及び委託契約の締結等に際しては、第三者との間で合意を得るよう事前に調整を行うこととします。

- (3) データの更新

迅速な公開又は鮮度の維持が重要なデータについては、可能な限り速やかに公開するとともに、適時適切な更新を行います。

また、公開したデータに誤りがあることが判明した際には、速やかにその旨を公表し、速やかに正しいデータへ訂正を行います。

8 見直し

本ガイドラインは、今後の技術的動向や地域情勢の変化、国の動向をふまえ、必要に応じて随時柔軟に見直しを行うものとします。

*CC-BY 4.0

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。